（様式第１号）

■　会議録　　□　会議要旨

会議の名称	令和２年度第１回芦屋市地域密着型サービス運営委員会
日　　　時	令和３年３月２２日（月）１５：１０～１６：３０
場　　　所	芦屋市役所東館３階　大会議室
出　席　者	委 員 長　　家髙　将明 委　　員　　酒井　真弓，椎森　正代，大森　永伊子，緒方　邦治 　　　　　　加納　多惠子，村岡　由美子，玉木　由美子 欠席委員　　副委員長　土田　陽三，和田　周郎，鈴木　珠子，安達　昌宏
事　務　局	監査指導課　課　長　岡田　きよみ 　　〃　　　係　長　市原　輝幸 　　〃　　　主　事　樽本　暁子 高齢介護課　課　長　篠原　隆志 　　〃　　　係　長　坂手　克好
会議の公開	■　公開
傍 聴 者 数	０人

１　会議次第

(1)　委員長選任・副委員長指名

(2)　議題

・第９次芦屋すこやか長寿プラン２１の概要について

・地域密着型サービスの公募について

・地域密着型サービスの本市の状況について

(3)　その他

２　提出資料

資料１－１　第９次芦屋すこやか長寿プラン２１の概要について

資料１－２　第９次芦屋すこやか長寿プラン２１計画の抜粋について

資料２　　　地域密着型サービスの公募について

資料３　　　地域密着型サービス（介護予防を含む）の指導監査について

３　審議内容

(1)　開会

【委員会の成立について】

・開始時点で１２人中８人の委員の出席により成立

【委員会の傍聴について】

・傍聴者なし

(2)　委員紹介及び事務局の紹介

(3)　委員長選出・副委員長の指名

委 員 長・・・家髙委員

副委員長・・・土田委員

（委員長）

それでは議事に入ります。では，議事(1)の「第9次芦屋すこやか長寿プラン21の概要について」事務局より説明をお願いします。

（事務局：篠原）

資料１－１をご覧ください。高齢者がいつまでもいきいきと安心して暮らせるまちの実現に向けて「第9次芦屋すこやか長寿プラン21」を今年度策定しましたので，ご説明させていただきます。

1ページをご覧ください。本計画の期間は，令和3年度から令和5年度までの3年間の計画となっております。今期計画の位置づけですが，今回の計画は令和22年に向けて，少子高齢社会における持続可能な社会保障のあり方を展望しつつ，団塊の世代が75歳以上となる令和7年に向け，高齢者の方が安心して暮らせる地域包括システムを更に深化・推進する計画となっております。

3ページをご覧ください。芦屋市の高齢者人口等の推計を記載しております。将来人口についてですが，本市の総人口は，令和2年現在95,475人ですが，今後，徐々に減少する一方，65歳以上の高齢者の方は増加し続け，令和7年には28,882人，令和22年には34,070人となる見込みです。また，高齢化率は徐々に上昇し，令和7年までには30％を超え，2040年には42％に達すると見込まれます。本市の要介護等認定者数は，令和3年度の推計では5,732人となっておりますが，これが先ほどの高齢者数の伸びと同時に増えていきまして，ピークが令和17年の23％，令和22年には若干下がって21.9％となる見込みです。ただ，要介護等認定者数としては，右肩上がりということになっております。令和17年頃がピークといいますのは，いわゆる，団塊世代の方がこの頃に85歳から90歳になられるということで，この時期に一番認定者数が増えると見込まれます。逆に令和22年になりますと，団塊ジュニアの方で65歳になられる方が多くなるということで，若干，認定率としては下がるという見込みとなっております。

4ページをご覧ください。今回の計画につきましては，基本理念を基に，基本目標1では，「高齢者を地域で支える環境づくり」として，その下に，施策として，相談支援体制の充実，認知症ケアの推進，権利擁護支援の充実等の施策を進めていくこととしております。基本目標2では，「社会参加の促進と高齢者にやすらぎのあるまちづくり」として，生きがいづくりの施策を中心とした施策となっております。基本目標3では，「総合的な介護予防の推進」として，介護予防等の取組の施策となっております。基本目標4では，「介護サービスの充実による安心基盤づくり」として，介護保険サービスを中心とした取組の施策となっております。具体的な中身につきましては，5ページ以降にそれぞれの基本目標のうち，特に新規や充実の施策を記載しております。例えば5ページの認知症ケアの推進の施策では，9月の世界アルツハイマーデーに合わせて普及啓発活動を強化したり，認知症相談センターの機能を高齢者生活支援センターが担っていることを周知・啓発して，相談窓口の認知度を高める，こういった取組の数

値目標なども掲げてございます。続きまして，6ページをご覧いただけますでしょうか。6ページでは，社会参加の促進と高齢者にやすらぎのあるまちづくりということで，生きがいづくりの支援の施策では，老人クラブや生きがい活動支援通所事業を通して，閉じこもりがちな高齢者が社会参加しやすい体制づくりに取り組むこととしております。また，就労支援の充実では，シルバー人材センターへの支援を行うとともに，会員増強に取り組むこととしております。

続きまして，7ページをご覧いただけますでしょうか。7ページは総合的な介護予防の推進として，介護予防センターにおいて，住民主体の介護予防活動の推進を目的としたリーダー養成講座を実施する予定としております。また，その下に書いておりますけども，効果的・効率的な介護予防事業の推進のため，介護保険のデータや国民健康保険のＫＤＢシステムなどの保健，医療のデータを活用して，閉じこもりがちな方などに効果的な支援を行っていくこととしております。

最後に8ページですが，本委員会に大きく関わってくる施策で，介護サービスの充実による安心基盤づくりということになっております。今回の施策の中では，介護人材の確保や新型コロナウイルスの感染症対策の徹底など，そういったことを新たに計画の中に盛り込んでおります。一番下の介護保険サービスによる居宅サービス，施設サービス及び地域密着型サービスの充実という記載欄がございますが，今回，芦屋市では施設サービスとして特別養護老人ホームとケアハウスを整備し，施設入所者の待機の解消を図るということにしております。また，この委員会と大きな関係がある地域密着型サービスの充実としまして，医療的な支援が必要な利用者への訪問，通い，泊まりのサービスを組み合わせた看護小規模多機能型居宅介護の整備に取り組みたいということで計画に上げております。この看護小規模多機能型居宅介護のサービスについては，これまで本市にはございませんでしたので，新たに事業者の方を公募して整備に取り組みたいと考えております。

事前にお送りいたしました資料１－２をご覧いただけますでしょうか。こちらは計画の本編の抜粋になっております。四角囲みの中に書いておりますように，在宅生活において不足している資源として，夜間の対応やたんの吸引，それから経管栄養の方への対応，それから今後，高齢者の方が増えていく中で，看取りなどに対しての不安について，関係者からご意見がございました。こういった課題の解消のためにも地域密着型サービスの周知を進めるとともに，看護小規模多機能型居宅介護の整備に取り組むこととしております。資料を2ページめくっていただきますと，看護小規模多機能型居宅介護の整備の予定年数が書いております。赤で囲ってあるところに記載のとおり令和4年度に整備を予定しております。

主に地域密着型サービスを中心に，本市の来期の計画についてご説明をさせていただきました。説明は以上です。よろしくお願いいたします。

（委員長）

ありがとうございます。

それでは，委員の皆様の中からご意見，ご質問等を承りたいと思いますけれども，皆様が考えていただいている間に私からいくつか質問させていただきたいと思います。

先ほどの目標整備数のところですが，定期巡回・随時対応型訪問介護看護は，例えば精道エリアにおいてはゼロになっていますが，ここは私なりの解釈でいきますと，山手と潮見に設置されてありますので，そこで網羅できるという理解でいいのかという点と，あと夜間対応型訪問介護もゼロになっておりますので，こちらのほうも定期巡回・随時対応型訪問介護看護のほうで，大体似たようなサービスになっておりますので，そちらで対応ができるというところで行政としては考えているのかという2点についてお伺いできればと思いますけれども，いかがでしょうか。

（事務局：篠原）

まず1つ目の定期巡回・随時対応型訪問介護看護ですが，こちらにつきましては，当初は圏域ごとに整備していくということで整備を進めていったところですが，理由の1つ目は，なかなか利用者数が伸びてないということ，2つ目は，委員長がおっしゃるように市内30分で行けるような小さな市ですので，山手，潮見圏域で整備できている事業所で，精道圏域も今現在は，対応ができているところです。夜間対応型訪問介護につきましては，委員長ご指摘のとおり，定期巡回・随時対応型訪問介護看護がいわゆる夜間の訪問介護に加えて，訪問看護を加えたサービスですので，こちらのほうで十分にカバーできるということで，本市としては夜間対応型訪問介護の整備よりは，定期巡回・随時対応型訪問介護看護のほうの整備を進めていきたいと考えております。

（委員長）

ありがとうございます。では，各委員の皆様，いかがでしょうか。

特にございませんでしょうか。では，特にご意見，ご質問等がないようですので，次の議事の2番目に入っていきたいと思います。では，議事の2といたしまして，地域密着型サービスの公募についてということで，事務局よりご説明お願いいたします。

（事務局：坂手）

資料２をご覧ください。地域密着型サービスの公募指定については，介護保険法第78条の14第2項において，「市長は公募指定をしようとするときは，厚生労働省令で定める基準に従い，その応募者のうちから公正な方法で選考をし，指定地域密着型サービス事業者を決定するものとする。」とあります。芦屋市では，より質の高いサービス提供の確保及び指定を公平に進める観点から，事業者の指定に先立ち希望事業者の応募を受け付けたのち，選考委員会による選考を行い，指定候補事業者を決定することとしています。今回公募するサービスの種別は，看護小規模多機能型居宅介護です。開設予定時期は，令和4年度を予定しています。令和3年度中に着工し，令和4年度中の開設を目指しています。整備予定圏域は，精道圏域を予定しておりますが，他の地域での整備についても，ご相談いただければ許可を出す方針でおります。公募開始時期は，令和3年6月頃を予定しています。

（委員長）

ありがとうございます。委員の皆様から，ご意見・ご質問等を頂戴したいと思います。それでは，私から確認をさせていただきたいと思います。要綱を見ていますと，当委員会は地域密着型サービスを提供する事業者の指定が定められていると思います。選考委員会が手続きを進めていって，本委員会に最終的な報告を行うという流れになってくると思います。他はございますか。玉木委員よろしくお願いします。

（玉木委員）

看護小規模多機能型居宅介護とありますが，具体的に利用できる人数を教えてください。

（事務局：篠原）

看護小規模多機能型居宅介護については，登録定員としては，計画では29名を予定しております。今後，在宅での看取りや在宅医療を必要とする方が，増えていくかと思います。また，現在，がん末期の方や経管栄養の方の受入れに困られているというケアマネジャーのお声もお伺いをしております。そういった中で，医療サービスが必要な方への訪問介護，訪問看護，通い，泊まり，そういったサービスが組み合わさったこのサービスを利用できることで，ご家族にとってもご本人様にとっても，在宅で引き続き生活ができるようになるのではと考えてございます。

（委員長）

ありがとうございます。玉木委員，今の説明でよろしいでしょうか。

（玉木委員）

はい，とても求められていたところだと思うので，期待したいと思います。よろしくお願いします。

（委員長）

ありがとうございます。では，そのほか何かございますでしょうか。

では，次に入っていきたいと思います。続きまして3番目の議事，地域密着型サービスの本市の状況について，事務局より説明をお願いいたします。

（事務局：岡田）

本委員会は，地域密着型サービスの質の確保，そして適正な運営がなされるよう，委員の皆さまからご意見をいただきますが，監査指導課よりは，介護予防サービスを含む地域密着型サービスの指導監査状況についてご説明させていただきます。資料３をご覧ください。実地指導というのは，「介護保険サービスの質の確保と保険給付の適正化」を図ることを目的に，事業所から文書の提出を受け，実地に赴き，基準に定められている事項や介護報酬の請求等に関する事項の確認を行い，不適切な取扱いがあれば指導を行うというものです。

「実地指導について」をご覧ください。今年2月末の地域密着型サービス事業所数54に対し，平成30年度は19事業所，令和元年度は14事業所に実地指導を行いました。今年度の件数欄がありませんが，これは，今年度コロナ禍の状況により，感染拡大防止の観点から，なかなか現場

に立入るということが難しかったということです。私どももなんとか実施できないかと状況を推し量ってはおりましたが，やはり難しかったという結果でございます。来年度，もう少し状況が落ち着きを見せれば，先ほどの計画概要にもありましたとおり，介護保険施設等に対する実地指導の標準化・効率化等の運用指針に基づき，標準化・効率化を図りながら実地指導を進める予定にしております。

「文書指摘事項の概要」をご覧ください。文書指摘とは，実地指導の結果，基準等の違反・不適切の状況から，是正又は改善を求めるため，事業者から「改善報告書」を提出させ，その改善状況を確認することが必要と判断したものです。実地指導の度，人員基準，設備基準，運営基準を確認いたしますが，人員基準については，人員が欠如すると利用者の安全に係る事柄ですので，「従業者の員数」に注意して確認させていただきます。運営基準に関しては，「個別サービス計画の作成」，「内容及び手続の説明及び同意」，「非常災害対策」，「設備に関する基準」及び「記録の整備」について，指摘させていただきました。介護給付の算定及び取扱いについてですが，人員欠如があった場合の減算規定に抵触するものや，報酬請求の加算というものがあるのですが，加算の要件を満たしておらず加算を請求している場合などは，請求誤りとして指摘をさせていただいております。

「口頭指摘事項の概要」をご覧ください。口頭指摘とは，実地指導の結果，基準等に触れる程度が軽微であり，「改善報告書」によらずとも改善が見込めると判断したものです。口頭指摘の中には，基準省令には定められていないけれども，県や市の条例に基づき改善を促すものも含まれております。それが「基本方針等」に挙げられています「暴力団等の排除」で，これも注意して確認させていただいております。

「まとめ」をご覧ください。平成30年度から今年度に至る状況は，ただ今ご説明したところですが，本年4月から，基準省令が改正施行されますので，少しご説明させていただきます。資料にある①～⑨の項目は，全サービスに共通して改正がなされる項目で，実は現在の基準省令においても指摘が多い事項とも重なっております。4月からは，この新しい基準に基づいて事業所の指導をしてまいります。

（委員長）

それでは，委員の皆様からのご意見・ご質問をいただきたいと思いますが，いかがでしょうか。

（酒井委員）

1つ質問させていただきます。去年から1年間，訪問看護の現場ではコロナの感染予防対策の強化に努めてきたのですが，「①感染症対策の強化」というところで，どういう取り組みを主にされているのか教えていただきたいと思います。

（事務局：篠原）

今回の感染症対策の強化ですが，酒井委員がおっしゃいますように，現在，事業所の皆様方は，消毒，換気，マスク，それから検温など感染症対策を徹底していただきまして，全ての利

用者にサービスを提供していただいております。今回の感染症対策の強化は，こういったことの継続に加えて，国が策定したガイドラインを基に，全ての事業所が業務継続計画の策定や研修の実施などの取組をしていくことが大きな項目となっております。芦屋では施設などにおいても新型コロナウイルスの陽性者の方が出ることは，この1年間でございましたが，事業者・市民の皆様が感染症対策に取り組んでいただく中で，今現在，クラスターまでにはならない状況で，何とか踏みとどまっている，そういった状況でございます。

（委員長）

ありがとうございます。先ほどの回答で酒井委員のほうはいかがでしょうか。

（酒井委員）

はい，ありがとうございました。

（委員長）

国がガイドラインを示しているので，そのガイドラインに即した形で今後また指導が行われるというところですね。そのほか，ほかの委員の皆様から何かございますか。

（玉木委員）

私が実際に見たのではないのですが，母が退所した施設の様子を聞いていますと，コロナの感染症対策に一生懸命になるあまりに，当該施設は，2階がグループホームで1階がデイサービスですが，デイサービスの人が出入りするので，グループホームの人は，土日も2階から降りてはならないし，今は少しできるみたいですが，家族との面会も制限されるという状況です。感染しないのは大事なことですが，ずっと閉じ込めておいていいのかどうか，その辺りを立入りで様子を見ていただけるのであれば，何か改善できる点はないのか，利用者の立場に立って見てきていただけたら有り難いと思います。

（事務局：岡田）

とても難しい問題だと思います。と言いますのは，特に泊まりのあるような施設では，感染防止のために，実際のところ面会制限が厳しくされていて，必要品を納入する委託業者についても玄関先で物を受渡しするというような徹底ぶりで，施設の中に感染を持ち込まないためにどのようにしていけば良いのかについて，非常に注意をされてきたところです。国のガイドラインに則って，施設側は一生懸命になって，感染を持ち込まないようにされています。玉木委員のおっしゃられているように，利用者が一歩も外に出ないで良いかどうかということは，この1年間，行政の立場であっても，現場に入ることを躊躇したくらいです。何が，どの程度までが正解なのかを事業所と一緒になって探り探りやらざるを得なかったというのが，この1年間の状況ですので，確かに利用者やご家族の方からすると，非常に辛い状況ではあったと思うのですが，オンラインを使って面会をしたりと，色々と模索されながら，事業所も対応されてきたと思います。閉じこもってしまうというのは，健康面でも非常に心配なところですので，少しづつ何が良いのか模索しているような状況で，これは立入で是正をするというのとは，少し違う観点の問題なのではないかと感じています。

（委員長）

今回，事業所としても，コロナ禍の問題というのは，どこも初めての対応が求められる状況にあって，先ほどの事務局からの話にもありましたように，模索をしているということで，よく言われるのはwithコロナで，コロナを正しく恐れると言われていて，恐らく今回の経験を通して，各事業所は色んなアイデアや工夫をされていると思います。行政指導というのとはまた別の形になってくるとは思いますが，今回のコロナ禍の経験を通して，それぞれの事業所が得た気づきやアイデアを共有できるような場があれば良いと思います。それをどうするかというのは，この委員会とはまた別になるかと思いますので，またどこかでそういう機会を設けるような取り組みを繋げていただけたらと思っています。玉木委員，先ほどの行政からの回答でいかがでしょうか。

（玉木委員）

ありがとうございました。

（委員長）

その他，何かございますか。

（村岡委員）

施設の中で最低限の働く人の人数は，何人くらいなのかということ，要介護の状態で何人くらいなのか教えてください。

（事務局：岡田）

施設の定員やそれに対する必要な人員数をお尋ねかと思いますが，これはサービスによって全て異なります。どのサービスについても，従業者の種別ごとに必要な員数が細かな基準で定められています。人員の欠如がないよう，サービスごとに定められた基準に合致しているかどうかを実地指導の際に確認させていただいております。

（委員長）

今の回答でよろしいでしょうか。

（村岡委員）

よく分かりました。大変なのは凄く感じました。これからも頑張っていってほしいと思います。

（委員長）

1点，私からも質問させていただいてよろしいでしょうか。今回の実地指導の項目の中には入っていない内容になってくるのかもしれませんけれども，ここで取り上げられているのが地域密着型サービスになっていますので，地域密着型サービスについて，先ほどから事務局から説明していただいたように，要介護の状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるためのサービスであるということで，ほかの介護保険のサービスと比べると，少し性質が違う部分もあるのかなというふうに思います。この地域密着型サービスの中で，全国的に問題視されるところが，例えば高齢者のマンションとか，住居系の建物と併設でつくって，そ

この利用者だけが限定してサービスを使ってしまうような，いわゆる抱え込みみたいな状態があり，結果的に施設に入居している状況と同じじゃないかということがあります。住み慣れた地域の中でその人らしく暮らすという本来の目的とはずれてくるのではないかというような指摘がされたりしておりますけれども，今回の実地指導の項目を見てみると，そういったようなところまでの項目はないかなと思いますけれども，そうした点について，もし行政のほうで何か把握されてることがあったら，教えていただきたいと思います。

（事務局：篠原）

委員長がおっしゃいましたように，全国的にはサービス付高齢者住宅とか，そういった大きな高層住宅の中に事業所を設置しまして，事業所がそこの利用者を取り込んでしまうというような状況が問題視されています。芦屋市では今現在，そういったことは実地指導などで見受けられる状況ではないですけども，併せて今回の改正の中で，複数サービスを利用できること，また，そういった利用者を取り込んでいる事業者についても，できる限り，外部の利用者も含めてサービスを提供するように義務づけられております。また，利用しているサービスが特に，極端に1つの事業所に偏っていないかどうか，プランの内容について一定以上の割合がある事業所については，そういった状況からプランを確認させていただいたりというのが，令和３年の10月から改正されるということになっておりますので，いわゆる利用者の囲い込みみたいなものが芦屋の中で今ないですけども，そういったものが生じないように，市のほうで取り組んでいきたいというふうに思っております。以上です。

（委員長）

ありがとうございます。

今後，介護が必要とされる高齢者の方が増えていきますので，この地域密着型サービスのサービス供給量を増やしていかなければならないので，そういった事業者もまた出てくるかもしれません。この件については今後指導・監査の基準が見直されて，その中で確認をしていくということでしたので，またその辺りもしっかりと確認いただけたらと思います。あと，そのほか委員の皆様から何かありますでしょうか。

特にございませんかね。では，3つの議事について，それぞれの委員の皆様からのご意見を頂戴いたしましたけれども，1つ目の議事は，芦屋市の高齢者福祉施策の方向性について確認をさせていただく機会だったと思いますし，2つ目の議事では，事業所の選定のプロセスなんかが見えてきました。3つ目については，それぞれのサービスの資質向上のための取組として，指導監査の内容についてご報告をいただきました。次回の委員会は，看護小規模多機能型居宅介護事業者の選定になってくるかと思います。地域密着型サービスは，地域の関係者の皆様の意見を反映させていくということが大事なサービスであると思いますので，委員の皆様におかれましては，引き続きよろしくお願いいたします。これをもちまして第1回芦屋市地域密着型サービス運営委員会を閉会いたします。皆様，お疲れさまでした。ありがとうございました。